

秩父市介護予防等活動用備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の介護予防活動等を支援するため、市が地域包括支援センターで所有する介護予防等に必要な備品（以下「備品」という。）を貸し出すことに關し必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸し出しする備品は、次のとおりとする。

(1) カーレット用具等

(貸出対象)

第3条 備品の貸し出しを受けることができる者は、次に掲げる活動を行う者とする。

(1) 市内に住所を有する者が実施又は参加する営利を目的としない活動。

(2) 第1条の目的に反しないと市長が認めた活動。

(使用料等)

第4条 貸し出しする備品の使用料は、無料とする。

2 貸出期間中における備品の動作に伴う経費は、貸し出しを受けた者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

(貸出申請)

第5条 備品の貸し出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸し出しを受けようとする日の60日前から前日までに秩父市介護予防等活動用備品貸出申請（許可）書を市長に提出しなければならない。

(貸出決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、秩父市介護予防等活動用備品貸出申請（許可）書により、申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第7条 備品の貸出期間は、30日以内とする。ただし、使用者が備品を返却するに当たり、期間の延長を申し出た場合、市長が特に必要と認めるときは、最長60日以内に限り貸出期間を延長することができるものとする。

(維持管理)

第8条 使用者は、備品を常に良好な状態で管理し、使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 備品を適切に使用すること。

(2) 備品を目的以外に使用しないこと。

(3) 備品を転貸又は譲渡しないこと。

(返却及び報告)

第9条 使用者は、備品の使用を終えたときは、速やかに備品を返却するとともに、秩父市介護予防等活動用備品貸出申請(許可)書により、その結果を市長に報告しなければならない。

(返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が活動を中止したとき。
- (2) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (3) 災害等やむを得ない事由が生じたとき。

2 使用者は、貸出期間中に貸出許可を取り消されたときは、直ちに備品を返却しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(事故等の処理)

第12条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。